

広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十五号

#### 広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の税率) 第百十四条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則第九条の二第九項に規定するもの(以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十項に規定するもの(以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>ロ ホ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(i) 道路運送車両法第四十一条第一項</p>	<p>(環境性能割の税率) 第百十四条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)第四十一条第一項第三号(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準(以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十項に規定するもの(以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>ロ ホ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(i) 道路運送車両法第四十一条の規定</p>

の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十六項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十七項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三  
イ ロ  
(1) (略) (2)

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第二十項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年石油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年石油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ ロ  
(1) (略) (2)

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用され

により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十六項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十七項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三  
イ ロ  
(1) (略) (2)

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第二十項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年石油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年石油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ ロ  
(1) (略) (2)

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべき

るべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十四項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十五項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

2  
4 (2) (略)

附則

(自動車税の環境性能割の非課税)  
第十八条 第一百四條の二第一項第一号口（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二号口に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間（附則第十八條の二の二第二項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第十三條第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)  
第十八條の二の五 (略)

2  
3 (略)

4 (略)

一 車両総重量（道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（地方税法施行規則附則第四條の十一第八項に規定するものに限る。）又はバス（地方税法施行規則附則第四條の十一第九項に規定するものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第

ものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十四項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十五項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

2  
4 (2) (略)

附則

(自動車税の環境性能割の非課税)  
第十八条 第一百四條の二第一項第一号口（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二号口に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間（附則第十八條の二の二第二項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第十三條第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)  
第十八條の二の五 (略)

2  
3 (略)

4 (略)

一 車両総重量（道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（地方税法施行規則附則第四條の十一第八項に規定するものに限る。）又はバス（地方税法施行規則附則第四條の十一第九項に規定するものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四條の

四條の十一第十項に規定するもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四條の十一第十項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四條の十一第十二項に規定するもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同條の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（地方税法施行規則附則第四條の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同條の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同條の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5

(略)

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同條の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

十一第十項に規定するもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四條の十一第十項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四條の十一第十二項に規定するもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同條の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（地方税法施行規則附則第四條の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同條の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同條の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5

(略)

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同條の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの



四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

## （自動車税の種別割の税率の特例）

### 第十八条の三（略）

#### 2（略）

一（略）

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

#### 三（略）

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用

四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

## （自動車税の種別割の税率の特例）

### 第十八条の三（略）

#### 2（略）

一（略）

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

#### 三（略）

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用される

されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第九項に規定するもの（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十項に規定するもの（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十六項に規定するもの（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十七項に規定するもの（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月

べきものとして定められた排出ガス保安基準で道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十項に規定するもの（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十六項に規定するもの（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十七項に規定するもの（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以

<p>一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十九項に規定するもの又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十項に規定するものに適合する乗用車</p> <p>3 (略)</p>	<p>降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十九項に規定するもの又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十項に規定するものに適合する乗用車</p> <p>3 (略)</p>
---	---

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七十一条 (たばこ税の課税標準) (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第二項の表の上欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)及び前項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第六十九条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5―9 (略)</p>	<p>第七十一条 (たばこ税の課税標準) (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第二項の表の上欄に掲げる製造たばこ及び前項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第六十九条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5―9 (略)</p>

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所得控除) 第三十六条 所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職</p>	<p>(所得控除) 第三十六条 所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職</p>



所得金額又は山林所得金額から法第三十四条第一項から第十一項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額及び扶養控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額を、それぞれ控除する。

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 知事は、前項の報告があつた場合には、当該報告のあつた月の翌末日までに、徴収取扱費を当該市町に交付する。

附則

第六条の四の三 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第六条の四の四 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第五号。附則第七条の四において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。) 附則第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

第七条の三 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第七条の四 法附則第六十条第一項の条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症特例法第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた払戻請求権放棄(以下「県払戻請求権放棄」という。)とする。

21 所得割の納税義務者が、県払戻請求権放棄を新型コロナウイルス感染症特例法第五条第一項に規定する期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第六十条第二項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額の法第三十七条の二第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみ

所得金額又は山林所得金額から法第三十四条第一項から第十二項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額及び扶養控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額を、それぞれ控除する。

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 知事は、前項の報告があつた場合においては、その報告があつた日から三十日以内に、徴収取扱費を当該市町に交付する。

附則

第六条の四の三 (略)

第七条の三 (略)

なして、第三十八条の二の規定を適用する。

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る個人の県民税の所得計算の特例)</p> <p>第十一条の二の六 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)、同項第四号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。)</p> <p>又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。)</p> <p>に基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)(その者が二以上の同法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。</p> <p>2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)、同条第五項第五号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。)、同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定(以下この項において「特定累積投資勘定」という。)</p> <p>又は同条第八号に規定する特定非課税管理勘定(以下この項において「特定非課税管理勘定」という。)</p> <p>からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)</p> <p>があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)</p> <p>により非課税上場株式等管理契約</p>	<p>附則</p> <p>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る個人の県民税の所得計算の特例)</p> <p>第十一条の二の六 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)</p> <p>又は同項第四号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。)</p> <p>に基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)</p> <p>(その者が二以上の同法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。</p> <p>2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)</p> <p>又は同条第五項第五号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。)</p> <p>からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)</p> <p>があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)</p> <p>により非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく譲渡があつたものと、同条第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている非課税口座を</p>

<p>非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があつたものと、同条第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得したものと、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれれみなして、前項及び附則第十一条の規定を適用する。</p>	<p>開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得したものとそれれみなして、前項及び附則第十一条の規定を適用する。</p>
--	--

第五条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税標準) 第七十一条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。</p> <p>3―9 (略)</p>	<p>(たばこ税の課税標準) 第七十一条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。</p> <p>3―9 (略)</p>

第六条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人の均等割の税率) 第四十五条 (略)</p>	<p>(法人の均等割の税率) 第四十五条 (略)</p>

法人の区分	(略)
一次に掲げる税率 イーニ (略) ホ 資本金等の額(法第二十三条第一項第四号の二に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第三項において同じ。) を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。) ( )で資本金等の額が千万円以下であるもの	(略)

2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第五十二条第二項第一号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第二号の期間又は同項第三号の期間中において県内に事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

3 (略)

(法人の県民税の申告納付)  
第四十六条の二 (略)

一 法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人(同項第一号に掲げる金額(同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。)( )でその事業年度(新たに設立された法人のうち適格合併(同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。)( )により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度(以下この項において「通算親法人事業年度」という。)( )開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。)( )開始の日の属

法人の区分	(略)
一次に掲げる税率 イーニ (略) ホ 資本金等の額(法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第三項において同じ。) を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。) ( )で資本金等の額が千万円以下であるもの	(略)

2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第五十二条第二項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号の期間中において県内に事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

3 (略)

(法人の県民税の申告納付)  
第四十六条の二 (略)

一 連結法人(普通法人(法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。)( )に限る。)( )でその連結事業年度(法第五十三条第二項に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。)( )が六月を超える法人のうち、前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。)( )を基準として令第八条の九の規定により計算した金額又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として令第八条の十の規定により計算した金額が十万円を超える法人 当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日から二月を経過する日

する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日（以下この項及び次項において「六月経過日」という。）において当該通算親法人との間に同法第十二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある法人 六月経過日から二月を経過する日

三 前二号の法人で、法人税に係る修正申告書を提出したも又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたもの 当該修正申告により増加した法人税額又は当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を納付すべき日

#### 四 (略)

2 法人税法第七十一条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は前項第二号の規定により申告書を提出すべき法人で、その法人税額の課税標準の算定期間又はその事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中において県内に寮等のみを有するものについては、前項第一号（同条第一項に係る部分に限る。）又は第二号の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

#### (法人の課税標準の区分経理の義務)

第四十九条 医療法人又は医療施設（令第二十一条の七に規定するものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所

三 法人税法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第十二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある連結子法人（同法第十二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。）（連結申告法人（同法第十六条に規定する連結申告法人をいう。）に限る。） 当該申告書の提出期限の到来する日

四 前三号の法人で、法人税に係る修正申告書を提出したも又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたもの（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第十二条の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この号及び第五十二条第一項第一号において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたもの） 当該修正申告によつて増加した法人税額若しくは連結法人税額又は当該更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額若しくは連結法人税額を納付すべき日

#### 五 (略)

2 法人税法第七十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は前項第二号の規定によつて申告書を提出すべき法人で、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から六月の期間中において県内に寮等のみを有するものについては、前項第一号（同条第一項に係る部分に限る。）又は第二号の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から六月の期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

#### (法人の課税標準の区分経理の義務)

第四十九条 医療法人又は医療施設（令第二十一条の七に規定するものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所

を設置するもので令第十九条に規定するものを除く。)は、法第七十二条の二十三第二項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 (略)

第五十二条 (略)  
(法人の事業税の申告納付の期間)

一 法第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項に規定する法人にあつては、各事業年度終了の日から二月以内(外国法人が第四十七条の二第一項及び第二項に規定する納税管理人を定めないので法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合(同条第三項の認定を受けた場合を除く。))には、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)ただし、当該法人(外国法人で同条第一項及び第二項に規定する納税管理人の申告をしないで申告納付期限内に法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるもの(同条第三項の認定を受けたものを除く。))を除く。)が、法第七十二条の二十五第二項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第三項、第四項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))又は第五項の規定により知事(県と他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行い、主たる事務所又は事業所を他の都道府県内に有する法人にあつては、当該他の都道府県知事。以下この号において同じ。))の承認を受けた場合において、同条第二項及び第四項の規定により承認を受けたときにあつては知事が指定した日まで、同条第三項の規定により承認を受けたときにあつては各事業年度(同条第五項の規定の適用に係る事業年度を除く。))終了の日から三月以内(同条第三項第一号に掲げる場合には三月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内、同項第二号に掲げる場合には知事が指定する三月を超える月数の期間内)、同条第五項の規定により承認を受けたときにあつては各事業年度終了の日から四月以内(同項第一号に掲げる場合には四月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内、同項第二

を設置するもので令第十九条に規定するものを除く。)は、法第七十二条の二十三第二項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額又は個別帰属益金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。)及び損金の額又は個別帰属損金額(同項に規定する個別帰属損金額をいう。)に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 (略)

第五十二条 (略)  
(法人の事業税の申告納付の期間)

一 法第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項に規定する法人にあつては、各事業年度終了の日から二月以内(外国法人が第四十七条の二第一項及び第二項に規定する納税管理人を定めないので法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合(同条第三項の認定を受けた場合を除く。))においては、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)ただし、当該法人(外国法人で同条第一項及び第二項に規定する納税管理人の申告をしないで申告納付期限内に法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるもの(同条第三項の認定を受けたものを除く。))が、法第七十二条の二十五第二項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第三項、第四項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))又は第五項の規定によつて知事(県と他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行い、主たる事務所又は事業所を他の都道府県内に有する法人にあつては、当該他の都道府県知事。以下この号において同じ。))の承認を受けた場合において、同条第二項及び第四項の規定によつて承認を受けたときにあつては知事が指定した日まで、同条第三項の規定によつて承認を受けたときにあつては各事業年度(同条第五項の規定の適用に係る事業年度を除く。))終了の日から三月以内(同条第三項第一号に掲げる場合には三月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内、同項第二号に掲げる場合には知事が指定する三月を超える月数の期間内)、同条第五項の規定によつて承認を受けたときにあつては各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。))終了の日から四月以内(同項第一号に掲げ

<p>号に掲げる場合には知事が指定する四月を超える月数の期間内)</p> <p>二 法第七十二条の二十六第一項に規定する法人にあつては、当該法人の当該事業年度の開始の日から六月経過日(法第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日をいう。)から二月以内</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>る場合には四月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内、同項第二号に掲げる場合には知事が指定する四月を超える月数の期間内)</p> <p>二 法第七十二条の二十六第一項に規定する法人にあつては、当該法人の当該事業年度の開始の日から六月を経過した日から二月以内</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第七条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(環境性能割の申告納付) 第百十四条の五 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるときは、当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時</p> <p>四 (略)</p> <p>2―5 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(環境性能割の申告納付) 第百十四条の五 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるときは、当該記入を受けたときは、当該記入の時</p> <p>四 (略)</p> <p>2―5 (略)</p>
---	---

第八条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(県民税の納税義務者等) 第三十四条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)</p>	<p>改正前</p> <p>(県民税の納税義務者等) 第三十四条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち法第二十</p>
---	---

のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。  
6―8 (略)

五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。  
6―8 (略)

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

第九条 法人の県民税の特例に関する条例(昭和五十年広島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人税割の税率の特例) 第二条 令和二年四月一日以後五年以内に開始する各事業年度分の法人税割の税率は、県税条例第四十四条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p> <p>(中小法人に対する不均一課税) 第三条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が二千万円以下のもの若しくは資本金の額若しくは出資金の額を有しないもの(保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社を除く。)、県税条例第三十四条第六項において法人とみなされるもの又は法人税割の課税標準となる法人税額(地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)第二十三条第一項第四号の法人税額をいう。以下同じ。)が年千万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に一・八分の〇・八を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が二千万円以下である旨又は資本金の額若しくは出資金の額を有しないものである旨の判定は、地方税法第五十二条第二項第一号及び第二号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日の現況によるものとする。</p> <p>3 他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税額が年千万円以下である旨の判定は、地方税法第五十七条第一項の規</p>	<p>(法人税割の税率の特例) 第二条 令和二年四月一日以後五年以内に開始する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、県税条例第四十四条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p> <p>(中小法人に対する不均一課税) 第三条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が二千万円以下のもの若しくは資本金の額若しくは出資金の額を有しないもの(保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社を除く。)、県税条例第三十四条第六項において法人とみなされるもの又は法人税割の課税標準となる法人税額(地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)第二十三条第一項第四号の法人税額をいう。以下同じ。)若しくは個別帰属法人税額(地方税法第二十三条第一項第四号の二の個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年千万円以下のものに対する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に一・八分の〇・八を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が二千万円以下である旨又は資本金の額若しくは出資金の額を有しないものである旨の判定は、地方税法第五十二条第二項第一号から第三号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日の現況によるものとする。</p> <p>3 他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額が年千万円以下である旨の判定は、地方税法</p>



定により関係都道府県に分割される前の当該法人の法人税額によるものとする。

4 法人税額の課税標準の算定期間が一年に満たない法人に対する第一項の規定の適用については、同項中「年千万円」とあるのは、「千万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合において、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は県税条例第四十六条の二第一項第二号の規定により申告書を提出すべき法人の法人税額が年千万円以下である旨の判定は、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額によるものとする。

5 (略)

第五十七条第一項の規定により関係都道府県に分割される前の当該法人の法人税額又は個別帰属法人税額によるものとする。

4 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が一年に満たない法人に対する第一項の規定の適用については、同項中「年千万円」とあるのは、「千万円に当該法人税額若しくは個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合において、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は県税条例第四十六条の二第一項第二号の規定によつて申告書を提出すべき法人の法人税額又は個別帰属法人税額が年千万円以下である旨の判定は、当該事業年度又は連結事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度又は当該連結事業年度の前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額によるものとする。

5 (略)

(広島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)  
第十号 広島県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年広島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、広島県税条例第三十四条の二第一項第二号の改正規定中「、寡夫又は単身児童扶養者」を「又はひとり親」に改め、同条例第三十六条の改正規定中「第七項」を「第六項」に、「第十二項」を「第十一項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条及び附則第七条の規定 令和二年十月一日
- 二 第三条及び次条の規定 令和三年一月一日
- 三 第四条の規定 令和三年四月一日
- 四 第五条及び附則第八条の規定 令和三年十月一日
- 五 第六条、第九条及び附則第三条から第六条までの規定 令和四年四月一日
- 六 第七条の規定 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第六号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 七 第八条の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施

行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(県民税に関する経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の広島県税条例第三十六条の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

第三条 第六条の規定による改正後の広島県税条例(附則第五条において「四年新条例」という。)及び第九条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定中法人の県民税に関する部分は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下「五号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この条において「所得税法等改正法」という。)第三条の規定(所得税法等改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この条及び次条において「四年旧法人税法」という。)第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が五号施行日前に開始した事業年度を除く。))分の法人の県民税について適用する。

第四条 五号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。))分の法人の県民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)) (連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の県民税については、第六条の規定による改正前の広島県税条例(以下「四年旧条例」という。))及び第九条の規定による改正前の法人の県民税の特例に関する条例の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

第五条 四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。))に係る法人の事業税について適用する。

第六条 五号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。))に係る法人の事業税については、四年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

(県たばこ税に関する経過措置)

第七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。